

久留米市公告第 233 号

議会広報紙編集用OA機器賃貸借の業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年9月25日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 議会広報紙編集用OA機器賃貸借
- (2) 履行場所 久留米市役所18階 議会事務局総務課内
- (3) 業務内容 別紙「議会広報紙編集用OA機器賃貸借仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
ただし、当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、
当市はこの契約を解除することができる。
- (5) 予定価格：月額21,890円（うち消費税及び地方消費税の額1,990円）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限日において久留米市競争入札参加資格（物品）を有し、登録業種1にOA機器が含まれていること。
- (3) 市内の本店または営業所等に技術者を1名以上有していること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

- (1) 提出書類
 - ア 入札書（第1号様式）
 - イ 入札参加資格確認申請書（第2号様式）
 - ウ 納入予定機器一覧表
 - エ 仕様確認書（第3号様式）

オ 納入予定の各ハードウェアが全ての仕様を満たすことを示す根拠資料納入予定の各ハードウェアが全ての仕様を満たすことを示す根拠資料（カタログのコピー等）

※該当部分をマーカーするなどして分かりやすく示してください。

(2) 提出期限

令和5年10月11日（水）17時15分必着

(3) 提出先（宛先）

10 事務局

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～オを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時：令和5年10月13日（金）9時

(2) 場所：久留米市役所18階 閲覧室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、速やかに入札に参加したすべての事業者へ電話等にて連絡を行い、後日書面にて通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）を1年間あたりの額に換算した額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額を1年間あたりの額に換算した額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

（1）仕様書に関する質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和5年9月29日（金）
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

- ④ 質問に対する回答：

令和5年10月4日（水）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

9 その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- （3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 売主としてリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

10 事務局（問い合わせ先）

久留米市議会事務局 総務課

担当：上野、清田

住所：久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9305

FAX：0942-30-9720

Eメール：gikai@city.kurume.lg.jp